

## 府中市子ども家庭支援センター運営会議要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、府中市子ども家庭支援センター（以下「支援センター」という）の運営について、支援センターの基本的な活動内容を検討し、円滑な運営を図るため、府中市子ども家庭支援センター運営会議（以下「運営会議」という。）を設置し、その運営について必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 運営会議は、次に掲げる事項について、意見の交換等を行うものとする。

- (1) 支援センターの基本的な活動内容及び円滑な運営に関する事項
- (2) その他、支援センターに関する事項

(出席者)

第3条 市長は、次に掲げる者15人以内に対し、運営会議への出席を求めるものとする。

- (1) 公募による市民
- (2) 関係機関の職員又は委員
- (3) 学識経験を有する者
- (4) 市の職員

2 過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 欠員を生じた場合における補充の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(意見の交換の方法)

第5条 意見の交換は、市長が指定する日に行うものとする。

2 意見の交換を主宰する者は、子ども家庭部子育て支援課子ども家庭支援センターの職員とする。

(庶務)

第6条 運営会議の庶務は、子ども家庭部子育て支援課子ども家庭支援センターにおいて処理する。

(関係職員の協力)

第7条 市長は、会議の運営に必要な場合には、関係者の出席及び協力を求めることができる。

2 市長は、必要があると認めるときは事務担当者による調整会議を招集することができる。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか運営会議の運営について必要な事項は、別に定める。

付 則

この要綱は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。